

明石市個人商店等緊急支援金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、休業を余儀なくされる等の理由により事業の継続が困難になった個人商店等（以下「対象個人商店等」という。）を緊急的に支援するために、一般財団法人明石市産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する明石市個人商店等緊急支援金事業（以下「支援金事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「個人商店等」とは、常時使用する従業員の数が少数の事業者その他これに類する事業者として財団理事長が認める事業者をいう。

2 この要綱において「店舗」とは、飲食業及び小売業その他これに類する事業として財団理事長が認める事業をいう。

3 この要綱において「家賃」とは、店舗の賃貸借契約に基づき発生する賃料その他これに類する費用として財団理事長が認める費用をいう。

(資金の貸付け)

第3条 財団理事長は、対象個人商店等に対し、資金の貸付け（以下「貸付け」という。）を行うものとする。

2 前項の規定による貸付けの金額は、一の店舗について、2月分の家賃の額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを繰り上げる）とし、1,000円を単位として、500,000円を限度とする。この場合において、二以上の店舗を有する場合は、店舗ごとに貸付けの金額を算定して合計し、その合計額について1,000,000円を限度とする。

3 貸付けの条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利息 無利子とする。
- (2) 担保 無担保とする。
- (3) 返済期間 貸付けを行った日の属する月の翌月(以下「開始月」という。)から起算して48月以内。ただし、開始月から起算して12月以内はその返済を猶予するとともに、やむを得ない理由があると財団理事長が認めるときはその期間を延長することができる。
(貸付けを受けることができる者)

第4条 貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、財団理事長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内において事業活動を行っている実態のある者
- (2) 家賃の月額が、1店舗当たり500,000円以下である者
(貸付けの申請)

第5条 貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、明石市個人商店等緊急支援金借入申請書兼借用書兼返済計画書に次に掲げる書類を添えて、財団理事長に提出しなければならない。

- (1) 対象個人商店等に係る確定申告書の写しその他の市内において事業活動を行っている実態を証明することができる書類
- (2) 店舗に係る賃貸借契約書の写しその他の家賃の額を証明することができる書類
- (3) その他財団理事長が必要と認める書類

2 前項の申請は、支援金事業の開始日から1年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると財団理事長が認めるときは、この限りでない。

(貸付けの制限)

第6条 財団理事長は、次に掲げる場合には、貸付けを行わないものとする。

- (1) 申請者が既に貸付けを受けている場合。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、貸付けを行うことが社会通念上適切でないとき財団理事長が認める場合。

(貸付けの決定)

第7条 財団理事長は、第5条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、貸付けの適否を決定し、明石市個人商店等緊急支援金貸付けに係る決定通知書により申請者に通知するものとする。

(貸付金の返還)

第8条 財団理事長は、貸付けを受けた者が第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき又は偽りその他不正の手段により貸付けを受けたと認めるときは、当該貸付けの決定を取り消し、直ちに当該貸付金を返還させるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、財団理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。